

2 議案第13号関係

おいらせ町道路占用料徴収条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案				現行			
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)			
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>420</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>350</u>
	第2種電柱		<u>650</u>	第2種電柱	<u>540</u>		
	第3種電柱		<u>880</u>	第3種電柱	<u>730</u>		
	第1種電話柱		<u>380</u>	第1種電話柱	<u>320</u>		
	第2種電話柱		<u>610</u>	第2種電話柱	<u>500</u>		
	第3種電話柱		<u>830</u>	第3種電話柱	<u>690</u>		
	その他の柱類		<u>38</u>	その他の柱類	<u>32</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2		地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>370</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>310</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>630</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	960	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	960		

改正案				現行				
			年				年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>28</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>68</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>57</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>91</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>76</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		<u>190</u>
	外径が1.0メートル以上のもの			<u>450</u>		外径が1.0メートル以上のもの		<u>380</u>
<u>法第32条第1項第3号に掲</u>	<u>自</u>	<u>法第2条第2項</u>	<u>地下に設けるもの</u>	<u>長さ1メートルにつき1年</u>	<u>2</u>			

改正案				現行							
	その他のもの			<u>760</u>		その他のもの			<u>630</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1箇月		96		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1箇月		96		
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月		96	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月		96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		960			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		960
	標識		1本につき1年		<u>610</u>		標識		1本につき1年		<u>500</u>
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		10	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		10		
		その他のもの	1本につき1箇月				96	その他のもの	1本につき1箇月		96
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるも	祭礼、縁日その他の催しに際し、	その面積1平方メートルにつき1日		10	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるも	祭礼、縁日その他の催しに際し、	その面積1平方メートルにつき1日		10		

改正案					現行				
	のを除く。)	一時的に設けるもの			のを除く。)	一時的に設けるもの			96
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	96			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	960	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	960	
		その他のもの		480		その他のもの		480	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	<u>760</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	<u>630</u>
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1	96	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			箇月	<u>76</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			箇月	<u>63</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの		専用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの		専用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				

改正案				現行			
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額

改正案				現行			
	面下に設けるもの				面下に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
備考				備考			
<p>1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。</p> <p>2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により<u>当町</u>に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。</p> <p>7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メー</p>				<p>1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。</p> <p>2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により<u>本町</u>に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。</p> <p>7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メー</p>			

改正案

トル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。

現行

トル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。